

佐野市立栃本小学校いじめ防止基本方針

栃木県や佐野市の基本方針にのっとり、本校においても、いじめがあるのではないかという問題意識を常にもって校内体制の充実を図り、教職員が共通理解のもとに指導に当たる。

いじめを見逃さない、いじめは絶対に許さない、いじめはいじめた側が悪いという共通認識のもと強い姿勢で、学級経営及び児童会活動、学校行事等の指導にあたり、また、家庭との連携を通して、いじめ防止に取り組む。

いじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ対策委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関とも連携しながら、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応する。

特に、重大事態が発生した場合には、市や県の教育委員会に報告し、連携しながら対処するとともに、所轄の警察署等の関係機関に通報し、援助を求める。

また、いじめ防止基本方針実践のための「行動計画」を設け、教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努める。

1 組織的な対応に向けて

- いじめ対策委員会として「もちより相談会」(定期開催)と「児童指導委員会(随時開催)」を組織し、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応する。

2 いじめの未然防止に向けて

- 児童生徒一人一人に対して、豊かな心を育み、道徳性を身に付けさせることを通じて「いじめを絶対許さない心」や「いじめを起こさない心」を育成する。
(分かる授業・一人一人を大切にした学級経営・道徳授業の充実)
- インターネットのもつ利便性と危険性及び情報機器の適切な使い方について指導する。
- 必要に応じて家庭訪問を行ったり、保護者会等でいじめ防止に関する話をしたりして家庭との連携に努める。

3 いじめの早期発見に向けて

- いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われるということを、教職員一人一人が強く認識する。
- 児童の声に耳を傾け、児童生徒の行動を注視し、児童生徒の些細な変化を見逃さないようにする。
- 本人及び保護者からの訴えには即対応する。(連絡帳・手紙・電話等→児童指導主任へ報告)
- いじめ調査及び学校生活に関わるアンケートを年2回実施する。
- 児童との教育相談を年2回実施する。
- 年2回Q-Uテストを実施し、学級の状況を客観的に分析して、学級経営の改善を図る。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応する。(学年間や保健室との連携)
- 児童、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にする。

4 いじめの早期解決に向けて

- いじめられている側の立場に立って、その児童を徹底的に守り通す。
- いじめている児童については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、学校組織としてしっかりと指導する。
- 指導者は毅然とした態度で指導する。
- いじめの解決に向けては、組織的に対応する。
 - ①事実確認
 - ②報告 →児童指導主任 →教務・教頭 →校長
 - ③児童指導委員会等での共通理解及び指導・対応策の話合い
 - ④具体的な指導
 - ※「ハウ(報告)・レン(連絡)・ソウ(相談)」を確実に行う。
- 必要に応じて家庭訪問を行い、保護者との情報交換に努めながら、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組めるようにする。
- 必要に応じて相談機関との連携を図る。(スクールカウンセラー、児童相談所、警察等)
- いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成する。